

公益財団法人みやぎ林業活性化基金

令和4年度実績

令和5年度計画

令和5年8月

目 次

1	令和4年度事業報告	1
2	令和4年度計算書類	11
3	監査報告書（写し）	19
	（1～2は令和5年6月19日第14回評議員会で承認）	
4	令和5年度事業計画書	20
5	令和5年度収支予算書	23
	（4～5は令和5年3月28日第32回理事会で承認）	
6	組織図	24
7	役員名簿	25
8	基本財産の構成	26
9	定 款	27

## 令和4年度事業報告

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

### I 庶務の概要

#### 1 会議等

##### (1) 理事会

年月日	事項	主な内容
R4.6.2	第30回理事会 (森林組合会館 3F 会議室)	1. 令和3年度事業報告及び決算の承認 2. 投資有価証券買付の承認 3. 役員の前辞任に伴う後任役員及び評議員の推薦 4. 第13回定時評議員会開催の設定 ＜報告事項＞ 1. 代表理事等の職務執行状況の報告 2. 財政的援助団体に係る宮城県監査委員会の監査結果
R4.6.27	第31回理事会 (森林組合会館 5F 会議室)	1. 理事長、副理事長の選定
R5.3.28	第32回理事会 (ホテル白萩 3階 萩)	1. 基本財産に関する件 2. 令和5年度事業計画及び収支予算の承認 3. 利益相反取引の承認 4. 事務局長を任免する件 ＜報告事項＞ 1. 代表理事等の職務執行状況の報告 2. 資産運用の経過報告

##### (2) 評議員会

年月日	事項	主な内容
R4.6.27	第13回評議員会 (森林組合会館 3F 会議室)	1. 令和3年度計算書類及び附属明細書並びに財産目録の承認 2. 基本財産に関する件 3. 役員の前辞任に伴う後任者の選任 4. 評議員の前辞任に伴う後任者の選任

##### (3) 監査

年月日	事項	主な内容
R4.4.26	定期監査 (森林組合会館 3F 会議室)	1. 代表理事等の職務の執行状況 2. 令和3会計年度の事業報告及び決算

## 2 登記に関する事項（仙台法務局）

年月日	事 項
R4. 6. 30	評議員及び役員並びに代表理事の就任に伴う変更登記

## 3 認定法に基づく報告事項（宮城県知事）

年月日	事 項
R4. 6. 29	令和3年度事業報告書等の提出
R4. 7. 15	評議員及び役員の変更の届出
R5. 3. 30	令和5年度事業計画書等の提出

## 4 役員等に関する事項

## (1) 評議員（任期4年：令和7年定時評議員会まで）

職 名	氏 名	所属・職名
評議員（会長）	清 和 研 二	東北大学名誉教授
評議員	中 村 彰 宏	宮城県水産林政部副部長（技術担当）
評議員	佐 藤 千 昭	栗原市市議会議長
評議員	村 尾 寿 昭	農林中央金庫仙台支店副支店長
評議員	高 橋 壯 輔	一般社団法人宮城県林業公社理事長
評議員	早 坂 みどり	住空間工房代表

## (2) 理 事（任期2年：令和5年定時評議員会まで）

職 名	氏 名	所属・職名
理事（理事長）	大 内 伸 之	宮城県森林組合連合会代表理事会長
理事（副理事長）	大信田 知 英	宮城県水産林政部林業振興課長
理事（常務理事）	浅 野 浩一郎	宮城県森林組合連合会代表理事専務
理事	横 山 敦 史	仙台市経済局次長兼農林部長
理事	阿 部 正 志	加美町森林整備対策室長
理事	高 橋 長 晴	南三陸森林組合代表理事組合長
理事	千 葉 基	宮城県木材協同組合理事長

## (3) 監 事（任期4年：令和7年定時評議員会まで）

職 名	氏 名	所属・職名
監事	小 野 和 宏	宮城県町村会理事兼事務局長
監事	菅 原 俊 明	宮城県水産林政部森林整備課長
監事	佐 藤 則 明	栗駒高原森林組合代表理事組合長

※ 役員等の所属・職名は就任時のもの。

## II 公益事業

### 1 公益目的 1

#### 1) 普及啓発事業 (運用益)

林業に関する情報を広く発信するため、「MIYAGI FORESTRY JOB NAVI」ほか情報誌を発行、増刷した。

森林の重要性に関する普及啓発のため、第15回みやぎの森林・林業「写真コンクール」を開催し応募作品の展示公開を行った。

第15回写真コンクール 募集テーマ ・みやぎの森林に生きる ・宮城の森林の恵み ・宮城の森林のぬくもり	応募 58名(男48名, 女10名), 出品数136点 展示 ・東北電力グリーンプラザ・アクアホール 11月8日～12日 来場者962人 ・県民の森中央記念館展示ホール 2月1日～3月21日
---	---



最優秀賞「秋深し」



優秀賞「珍客」



優秀賞「丸太の雪化粧」

### 2 公益目的 2

#### 1) 森林整備担い手対策基金事業 (運用益, 補助: 宮城県)

林業従事者の社会保険等の加入促進を図り、雇用環境の改善に資するため、事業主が負担する掛金の一部に助成を行った。

助成先	人数	助成金額	助成内容
森林組合(16), 県森連	294人	4,381,000円	林退共及び中退共の掛金
林業事業体(24)	242人	3,619,000円	
計	536人	8,000,000円	運用益:5,800千円 県補助:2,200千円

### 3 公益目的 3

#### 1) 林業担い手育成確保対策事業 (補助: 宮城県)

林業労働力の育成確保を図るための林業労働力確保支援センター運営協議会を宮城労働局との連携強化を図るため、労働局の「林業雇用改善推進会議」と合同開催とした。

また、林業事業体に対して雇用改善を図るセミナーを開催するとともに、労確法に基づく改善計画に関する指導を行った。

- |   |
|---|
| ① 林業労働力確保支援センター運営協議会及び林業雇用改善推進会議合同会議<br>日時・場所：令和4年12月22日<br>参加委員数：13名 |
| ② 雇用環境改善セミナー<br>日時・場所：令和5年1月20日<br>参加者数：16団体 19名                      |

## 2) 無料職業紹介事業

厚生労働大臣の許可を受け、林業分野の求人求職の紹介斡旋を行った。また林業就業支援受講生を対象に合同面接会を実施した。

### ア 求人求職紹介斡旋

区分	令和4年度	令和3年度
求人依頼	22事業体（51名）	4事業体（10名）
求職希望	8名（うち就業先決定3名） ※ガイダンス等紹介（2名）	12名（うち就業決定7名） ※ガイダンス等紹介（2名）

### イ 合同事業体説明会

日時：令和4年11月27日（日）
場所：TKP ガーデンシティ仙台西口（カンファレンスルーム6I）
参加者：事業体（11社） 就業希望者（22名：男性20名 女性2名）



説明会

## 3) 就労環境改善事業（補助：宮城県）

林業事業者等が安全防具等の装具を整備する経費の一部を助成する。

申請事業体数：15

品名	数量
防護作業衣	43
防護作業靴	35
空調服	98
救急用担架等	60
その他	32
計	268

4) 宮城県森林マネジメント力強化支援業務 (委託：宮城県)

林業事業者の経営の合理化と安定化を図るために、実践的研修をととして経営者層の経営感覚の醸成と意識改革を進める。

区 分	回数	参加事業体数及び参加者数
経営者向け講演会	1回	24事業体 (29名)
経営者向け研修会	4回	2事業体 内訳：森林組合1, 民間1
森林施業プランナー研修	3回	3事業体 内訳：森林組合2, 民間1



経営者層向け講演会



経営者層向け研修会



森林施業プランナー研修



4 公益目的4

1) 林業就業支援業務 (委託：宮城県)

林業への就業を希望される方または興味を持っている方に対して、事前に森林・林業の基礎知識や技術を学んでいただき、林業事業者への円滑な就業を支援するための研修を土曜日又は日曜日に開催した。

講習期間	日 数	受講者(人)		
		男	女	計
R4. 8. 28 ~R4. 11. 20	9日間	26	2	28



労働安全講義(座学)



清和名誉教授の講義



素材生産見学



植林体験

2) 山仕事ガイダンス開催業務 (委託：宮城県)

林業に興味のある人や就業を考えている人に対して、円滑な就業を支援するため、林業に従事している方から仕事の内容や生活の状況を説明していただき、また、森林・林業の基礎知識や就業までの流れや支援の内容を紹介する。

回	年 月 日	時間	研 修 項 目
1	7月9日(土) 申込 11名 参加 8名	①10:00~12:00 ②13:00~15:00	○林業への就業について ○林業事業体の紹介・有限会社鎌田林業土木 ○個別相談
2	11月26日(土) 申込 8名 参加 6名	①10:00~12:00 ②13:00~15:00	○林業への就業について ○林業事業体の紹介・白石蔵王森林組合 ○個別相談
3	1月8日(日) 申込 6名 参加 6名	10:00~15:00	○林業への就業について ○みやぎの森林・林業の現状について ○現場技術者の体験談 ○道具・装備の紹介と作業見学 ○高性能林業機械シミュレーター操作体験



講義風景



個別相談



林業事業者の紹介



道具・装備の紹介

3) 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業 (委託：全森連)

事業を実施する認定林業事業者を対象に事業計画・事業実績の取りまとめ及び指導並びに監督・検査を実施するとともに就業者(研修生)に対し集合研修を実施した。

研修区分	研修日数(日)	受講者(人)
フォレストワーカー(1年目)集合研修	22	18
フォレストワーカー(2年目)集合研修	25	13
フォレストワーカー(3年目)集合研修	21	9
フォレストワーカー-OJT研修	8ヶ月	40
フォレストリーダー	15	11



書類検査

【監督検査】



OJT研修



フォワーダ操作



ハーベスタ操作

【集合研修】

4) メンテナンス技術等支援業務 (委託：宮城県)

高性能林業機械のメンテナンスに関し、確かな知識と技能の向上を図るため保守、点検、脱着について習得し、簡易な故障時にも対応できる操作者を養成した。

研修の名称	開催年月日・受講者数
高性能林業機械メンテナンス技術等支援研修(1回目)	令和4年8月3日・4名
高性能林業機械メンテナンス技術等支援研修(2回目)	令和4年9月26日・1名



学科研修



実習(バックホウ)



実習(バックホウ)



実習(グラップル)

5) 安全講習等助成支援事業 (委託：宮城県)

ア 安全講習・技能講習等助成

宮城県育成経営体(県内に住所)に所属する従事者を対象に、素材生産及び造林・保育作業など、現場作業に必要となる「安全講習」や「技能講習等」の受講に要した経費を助成した。

講習項目	事業体数	受講者(人)
刈払機取扱作業安全衛生教育	6	8
伐木の業務に係る特別教育	6	8
荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育	1	1
車両系建設機械(整地等)運転技能講習	5	7
不整地運搬車運転技能講習	2	3
小型移動式クレーン運転技能講習	3	4
玉掛け技能教習	2	2
伐木等機械の運転の業務に係る特別教育	1	1
走行集材機械の運転の業務に係る特別教育	3	5
簡易架線集材装置等の運転業務に係る特別教育	2	3

注) 事業体数の合計は実事業体数、受講者数の合計は延べ人数

イ 伐倒技術指導者養成

区分	期間	日数	備考
指導者養成研修	令和4年4月26日～4月28日	11日	受講者4名 Check&Clinick 研修修了者
	令和4年5月24日～5月26日		
	令和4年6月7日～6月9日		
	令和4年7月13日 準備：7月12日		発表会
Check&Clinick 研修	令和4年4月12日～4月14日	7日	受講者5名
	令和4年5月10日～5月13日		
フォローアップ研修	令和5年1月16日～18日	3日	受講者1名



指導者養成研修・室内



同左(実技)



発表会



Check & Click 研修(室内)



フォローアップ研修・理論



同左・実技

貸借対照表

令和5年3月31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	31,183,669	26,548,624	4,635,045
未収金	13,781,847	8,174,958	5,606,889
貯蔵品	17,942	16,698	1,244
流動資産合計	44,983,458	34,740,280	10,243,178
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	559,815,965	591,359,106	△ 31,543,141
普通預金	0	9,082,211	△ 9,082,211
基本財産合計	559,815,965	600,441,317	△ 40,625,352
(2) 特定資産			
什器備品	3,027,343	4,238,280	△ 1,210,937
特定資産合計	3,027,343	4,238,280	△ 1,210,937
固定資産合計	562,843,308	604,679,597	△ 41,836,289
資産合計	607,826,766	639,419,877	△ 31,593,111
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
預り金	374,397	214,532	159,865
未払金	151,833	63,741	88,092
未払消費税等	472,500	947,700	△ 475,200
流動負債合計	998,730	1,225,973	△ 227,243
負債合計	998,730	1,225,973	△ 227,243
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
補助金	2,801,850	3,922,590	△ 1,120,740
出捐金	500,000,000	500,000,000	0
寄付金	99,761	99,761	0
基本財産評価差額	58,332,518	98,912,029	△ 40,579,511
指定正味財産合計	561,234,129	602,934,380	△ 41,700,251
(うち基本財産への充当額)	( 558,432,279)	( 599,011,790)	( △ 40,579,511 )
(うち特定資産への充当額)	( 2,801,850)	( 3,922,590)	( △ 1,120,740 )
2. 一般正味財産			
一般正味財産	45,593,907	35,259,524	10,334,383
(うち基本財産への充当額)	( 1,383,686)	( 1,429,527)	( △ 45,841 )
(うち特定資産への充当額)	( 225,493)	( 315,690)	( △ 90,197 )
正味財産合計	606,828,036	638,193,904	△ 31,365,868
負債及び正味財産合計	607,826,766	639,419,877	△ 31,593,111

## 正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	24,746,918	19,564,829	5,182,089
基本財産受取利息	24,746,918	19,564,829	5,182,089
② 補助金収益	6,708,740	6,534,740	174,000
受取地方公共団体補助金	5,588,000	5,414,000	174,000
受取補助金振替	1,120,740	1,120,740	0
③ 委託事業収益	53,661,342	47,602,493	6,058,849
森林づくり事業収益	824,000	749,000	75,000
森林マネジメント事業収益	6,534,000	7,976,100	△ 1,442,100
林業就業支援事業収益	7,092,000	3,053,000	4,039,000
山仕事ガイダンス事業収益	2,186,500	4,537,000	△ 2,350,500
緑の雇用育成事業収益	22,988,842	21,814,193	1,174,649
メンテナンス技術等委託収益	1,023,000	635,500	387,500
安全講習支援委託収益	13,013,000	8,837,700	4,175,300
④ 雑収益	100,207	158,025	△ 57,818
受取利息	206	223	△ 17
雑収益	100,001	157,802	△ 57,801
経常収益計	85,217,207	73,860,087	11,357,120
(2) 経常費用			
① 事業費	73,053,730	62,756,172	10,297,558
給与手当	17,806,874	18,116,341	△ 309,467
臨時雇賃金	39,000	42,500	△ 3,500
福利厚生費	2,966,528	2,917,984	48,544
旅費交通費	4,569,987	2,617,687	1,952,300
通信運搬費	338,961	353,311	△ 14,350
減価償却費	1,210,937	1,210,937	0
消耗什器備品費	11,173	330,430	△ 319,257
消耗品費	2,109,735	482,175	1,627,560
印刷製本費	260,259	265,309	△ 5,050
賃借料	3,152,045	3,871,329	△ 719,284
保険料	142,790	66,870	75,920
諸謝金	12,014,255	9,545,529	2,468,726
租税公課	1,208,700	1,325,700	△ 117,000
支払手数料	1,262,915	1,054,433	208,482
支払助成金	10,184,863	9,441,700	743,163
委託費	11,811,333	9,090,133	2,721,200
広告宣伝費	3,265,155	1,045,595	2,219,560
雑費	698,220	978,209	△ 279,989
② 管理費	1,727,748	1,090,650	637,098
役員報酬	42,000	52,500	△ 10,500
給与手当	480,200	0	480,200
福利厚生費	79,729	0	79,729
会議費	178,553	0	178,553
旅費交通費	249,584	183,687	65,897
通信運搬費	6,884	29,690	△ 22,806
消耗品費	10,255	345,422	△ 335,167
印刷製本費	1,563	7,216	△ 5,653
賃借料	22,667	74,397	△ 51,730
諸謝金	443,500	10,500	433,000
租税公課	33,400	180,300	△ 146,900
支払手数料	36,555	109,307	△ 72,752
支払負担金	50,000	50,000	0
委託費	45,359	24,775	20,584
広告宣伝費	40,700	0	40,700
雑費	6,799	22,856	△ 16,057
経常費用計	74,781,478	63,846,822	10,934,656
評価損益調整前経常増減額	10,435,729	10,013,265	422,464
基本財産評価損益等	△ 101,346	11,035	△ 112,381
評価損益等計	△ 101,346	11,035	△ 112,381
当期経常増減額	10,334,383	10,024,300	310,083

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
前期損益修正損	0	9,082,211	△ 9,082,211
経常外費用計	0	9,082,211	△ 9,082,211
当期経常外増減額	0	△ 9,082,211	9,082,211
当期一般正味財産増減額	10,334,383	942,089	9,392,294
一般正味財産期首残高	35,259,524	34,317,435	942,089
一般正味財産期末残高	45,593,907	35,259,524	10,334,383
II 指定正味財産増減の部			
①受取補助金等	0	0	0
受取地方公共団体補助金	0	0	0
②投資有価証券受贈益	0	9,082,211	△ 9,082,211
③基本財産受取利息	24,746,918	19,564,829	5,182,089
④基本財産評価益	0	4,623,820	△ 4,623,820
⑤基本財産評価損	△ 40,579,511	0	△ 40,579,511
一般正味財産への振替額	△ 25,867,658	△ 20,685,569	△ 5,182,089
当期指定正味財産増減額	△ 41,700,251	12,585,291	△ 54,285,542
指定正味財産期首残高	602,934,380	590,349,089	12,585,291
指定正味財産期末残高	561,234,129	602,934,380	△ 41,700,251
III 正味財産期末残高	606,828,036	638,193,904	△ 31,365,868

正味財産増減計算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

項目	公益目的事業会計						収益事業会計	法人会計	合計
	公益1	公益2	公益3	公益4	共通	計			
<b>I 一般正味財産増減の部</b>									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益	0	0	0	0	7,424,075	7,424,075	0	17,322,843	24,746,918
基本財産受取利息	0	0	0	0	7,424,075	7,424,075	0	17,322,843	24,746,918
事業収益	824,000	0	6,534,000	46,303,342	0	53,661,342	0	0	53,661,342
森林づくり事業収益	824,000	0	0	0	0	824,000	0	0	824,000
森林マネジメント事業収益	0	0	6,534,000	0	0	6,534,000	0	0	6,534,000
林業就業支援事業収益	0	0	0	7,092,000	0	7,092,000	0	0	7,092,000
山仕事カギツクス事業収益	0	0	0	2,186,500	0	2,186,500	0	0	2,186,500
緑の雇用育成事業収益	0	0	0	22,988,842	0	22,988,842	0	0	22,988,842
メンテナンス技術等委託収益	0	0	0	1,023,000	0	1,023,000	0	0	1,023,000
安全講習支援委託収益	0	0	0	13,013,000	0	13,013,000	0	0	13,013,000
受取補助金等	0	2,200,000	3,388,000	1,120,740	0	6,708,740	0	0	6,708,740
受取県補助金	0	2,200,000	3,388,000	0	0	5,588,000	0	0	5,588,000
受取補助金振替	0	0	0	1,120,740	0	1,120,740	0	0	1,120,740
雑収益	100,000	0	0	0	0	100,000	0	207	100,207
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	206	206
雑収入	100,000	0	0	0	0	100,000	0	1	100,001
経常収益計	924,000	2,200,000	9,922,000	47,424,082	7,424,075	67,894,157	0	17,323,050	85,217,207
(2) 経常費用									
事業費	2,386,984	8,093,732	12,675,093	49,897,921	0	73,053,730	0	0	73,053,730
給与手当	951,487	56,575	3,700,093	13,098,719	0	17,806,874	0	0	17,806,874
臨時雇賃金	39,000	0	0	0	0	39,000	0	0	39,000
福利厚生費	158,513	9,425	616,415	2,182,175	0	2,966,528	0	0	2,966,528
旅費交通費	161,244	0	170,828	4,237,915	0	4,569,987	0	0	4,569,987
通信運搬費	33,831	8,988	52,457	243,685	0	338,961	0	0	338,961
減価償却費	0	0	0	1,210,937	0	1,210,937	0	0	1,210,937
消耗什器備品費	0	0	0	11,173	0	11,173	0	0	11,173
消耗品費	59,100	924	70,634	1,979,077	0	2,109,735	0	0	2,109,735
印刷製本費	211,073	0	10,767	38,419	0	260,259	0	0	260,259
賃借料	67,456	0	1,028,965	2,055,624	0	3,152,045	0	0	3,152,045
保険料	10,690	0	0	132,100	0	142,790	0	0	142,790
諸謝金	174,400	0	2,336,269	9,503,586	0	12,014,255	0	0	12,014,255
租税公課	18,560	0	147,176	1,042,964	0	1,208,700	0	0	1,208,700
支払手数料	35,437	17,820	262,236	947,422	0	1,262,915	0	0	1,262,915
支払助成金	0	8,000,000	1,181,000	1,003,863	0	10,184,863	0	0	10,184,863
委託費	39,399	0	3,051,421	8,720,513	0	11,811,333	0	0	11,811,333
広告宣伝費	383,155	0	0	2,882,000	0	3,265,155	0	0	3,265,155
雑費	43,639	0	46,832	607,749	0	698,220	0	0	698,220
管理費	0	0	0	0	0	0	0	1,727,748	1,727,748
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	42,000	42,000
給与手当	0	0	0	0	0	0	0	480,200	480,200
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	79,729	79,729
会議費	0	0	0	0	0	0	0	178,553	178,553
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	249,584	249,584
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	6,884	6,884
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	10,255	10,255
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	1,563	1,563
賃借料	0	0	0	0	0	0	0	22,667	22,667
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0	443,500	443,500
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	33,400	33,400
支払手数料	0	0	0	0	0	0	0	36,555	36,555
支払負担金	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000
委託費	0	0	0	0	0	0	0	45,359	45,359
広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0	40,700	40,700
雑費	0	0	0	0	0	0	0	6,799	6,799
経常費用計	2,386,984	8,093,732	12,675,093	49,897,921	0	73,053,730	0	1,727,748	74,781,478
評価損益調整前経常増減額	△ 1,462,984	△ 5,893,732	△ 2,753,093	△ 2,473,839	7,424,075	△ 5,159,573	0	15,595,302	10,435,729
基本財産評価損益等	0	0	0	0	△ 30,404	△ 30,404	0	△ 70,942	△ 101,346
当期経常増減額	△ 1,462,984	△ 5,893,732	△ 2,753,093	△ 2,473,839	7,393,671	△ 5,189,977	0	15,524,360	10,334,383
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,462,984	△ 5,893,732	△ 2,753,093	△ 2,473,839	7,393,671	△ 5,189,977	0	15,524,360	10,334,383
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	35,259,524
一般正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	45,593,907
<b>II 指定正味財産増減の部</b>									
基本財産受取利息	0	0	0	0	7,424,075	7,424,075	0	17,322,843	24,746,918
基本財産評価損益	0	0	0	0	△ 12,173,853	△ 12,173,853	0	△ 28,405,658	△ 40,579,511
一般正味財産への振替額	0	0	0	△ 1,120,740	△ 7,424,075	△ 8,544,815	0	△ 17,322,843	△ 25,867,658
当期指定正味財産増減額	0	0	0	△ 1,120,740	△ 12,173,853	△ 13,294,593	0	△ 28,405,658	△ 41,700,251
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	602,934,380
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	561,234,129
<b>III 正味財産期末残高</b>									
正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	606,828,036

(注) 貸借対照表を公益目的事業会計及び法人会計ごとに区分していないため、一般正味財産期首残高、一般正味財産期末残高、指定正味財産期首残高、指定正味財産期末残高及び正味財産期末残高は合計欄のみ記載している。

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的以外の有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価額等に基づく時価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

什器備品・・・定額法によっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額並びにその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	591,359,106		31,543,141	559,815,965
普通預金	9,082,211		9,082,211	0
小 計	600,441,317	0	40,625,352	559,815,965
特定資産				
什器備品	4,238,280		1,210,937	3,027,343
小 計	4,238,280	0	1,210,937	3,027,343
合 計	604,679,597	0	41,836,289	562,843,308

3. 基本財産及び特定資産の財源の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	559,815,965	(558,432,279)	(1,383,686)	( )
小 計	559,815,965	(558,432,279)	(1,383,686)	( )
特定資産				
什器備品	3,027,343	(2,801,850)	(225,493)	( )
小 計	3,027,343	(2,801,850)	(225,493)	( )
合 計	562,843,308	(561,234,129)	(1,609,179)	( )

4. 固定資産の取得価額、減価償却費累計額及び当期末残高（直接法により減価償却を行っている場合）

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却費累計額	当期末残高
什器備品	6,054,685	3,027,342	3,027,343
合 計	6,054,685	3,027,342	3,027,343

5. 補助金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
森林整備担い手対策事業 (みやぎ林業活性化基金助成)	宮城県	0	2,200,000	2,200,000	0	—
森林整備担い手対策事業 (林業労働力確保支援センター支援)	宮城県	0	1,838,000	1,838,000	0	—
林業・木材産業関係事業費 (マーケティング力ある林業担い手の育成)	宮城県	0	350,000	350,000	0	—
森林経営管理市町村支援事業 (就労環境改善)	宮城県	0	1,200,000	1,200,000	0	—
森林経営管理市町村支援事業 (安全講習・技能講習等等助成支援)	宮城県	3,922,590	0	1,120,740	2,801,850	指定正味財産
合 計		3,922,590	5,588,000	6,708,740	2,801,850	

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息計上による振替額	24,746,918
減価償却費計上による振替額	1,120,740
計	25,867,658

7. その他

当財団は、基本財産501,348,740円を投資有価証券で運用しており、令和5年3月28日の第32回理事会における決議に基づき、その期末の時価559,815,965円を基本財産の額として貸借対照表及び財産目録における基本財産に係る投資有価証券の価額に計上している。

## 附属明細書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表の注記に記載している。

## 財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・数量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金	手元保管	運転資金	29,644
預金	普通預金 (七十七銀行一番町支店)	運転資金	31,154,025
貯蔵品	切手	公益目的事業との共用資産	16,279
	イクスカ	公益目的事業との共用資産	1,663
未収金	宮城県森林組合連合会委託業務	公1・森林づくり支援センター委託業務の未収金	824,000
	全国森林組合連合会委託業務	公4・緑の雇用委託業務の未収金	9,790,546
	宮城県委託業務	公4・林業就業支援業務の未収金	2,970,000
	全国森林組合連合会委託業務	公4・令和4年度補正緑の雇用委託業務の未収金	197,301
流動資産合計			44,983,458
(固定資産)			
基本財産 投資有価証券	三菱UFJフィナンシャル・グループ ブ米ドル建社債他(岡三証券)	公益目的保有財産との共用資産であり、運用益も共用としている。	559,815,965
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本財産501,348,740円を投資有価証券で運用している</li> <li>・基本財産の内訳</li> <li style="padding-left: 20px;">指定正味財産：500,099,761円</li> <li style="padding-left: 20px;">一般正味財産：1,248,979円</li> <li style="padding-left: 20px;">計 501,348,740円</li> </ul> </div>		
特定資産 什器備品	伐倒練習機 1基 大衡村大衡字はぬ木14-1 宮城県林業技術総合センター	公益目的保有財産	3,027,343
固定資産合計			562,843,308
資産合計			607,826,766
(流動負債)			
預り金	職員	社会保険料等	374,397
未払金	公益財団法人公益法人協会等	講師謝金等	151,833
未払消費税	仙台北税務署	令和4年度消費税	472,500
負債合計			998,730
正味財産			606,828,036

当財団は、基本財産を投資有価証券で運用していることから、その期末の評価額を基本財産の額とし、毎年度の計算書類において基本財産に係る投資有価証券の価額に計上することを令和5年3月28日の第32回理事会で決議している。

## 監査報告書

令和5年4月25日

公益財団法人みやぎ林業活性化基金  
理事長 大内 伸之 殿

公益財団法人みやぎ林業活性化基金

監事 小野 和宏



監事 菅原 俊明



監事 佐藤 則明



私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及びその使用人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法により、当該年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及び関連する書類の調査を行い、当該年度に係る計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

### 2 監事意見

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

## 令和5年度事業計画

### I 運営方針

各種担い手対策事業の実施をとおして、林業労働者の就労条件の改善や新規就労者の育成・確保に努め、本県の林業の発展を就労の面から支援して参ります。

なお、限られた財源を基に、効率的な事業展開を行うとともに、収支の適正な運用を図って参ります。

### II 事業計画

#### 【公益目的1】

##### 1 普及啓発事業

宮城県が展開する「みやぎの木づかい運動2021」に呼応して、みやぎの森林・林業「写真」コンクールを開催し、作品の募集や応募作品の展示公開などとおして、森林の働きや森林管理の重要性について広く一般に啓発する。また、森林の永続的な再生産を可能とする森づくり活動に対して支援・協力する。

##### 1) 写真コンクール

内 容	R5年度	R4年度
森林・林業「写真」コンクール	140点	136点

##### 2) みやぎ森林づくり活動支援

一般県民に向けた森林の適正管理の重要性についての啓発指導及び広報

#### 【公益目的2】

##### 1 森林整備担い手対策事業

林業従事者の雇用環境の改善を図るため、就労条件改善対策事業により事業主が負担する林業退職金共済掛金への一部助成及び林業退職金共済制度への加入促進。

事 業 内 容	助 成 額		
	R5年度	R4年度	増減
林業退職金共済等掛金助成 助成対象者 536名(17組合, 31事業体) ※財源内訳 (県補助金 ) (基本財産運用益)	10,000千円 (2,200千円) (7,800千円)	8,000千円 (2,200千円) (5,800千円)	2,000千円 ( 0円) ( 2,000円)

#### 【公益目的3】

##### 1 林業担い手等の育成確保事業

林業労働力の育成確保にあたっての課題等を協議するとともに、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、事業主の雇用改善に関する指導・助言を行う。

- ① 林業労働力確保支援センター運営協議会 1回
- ② 就労環境改善セミナーの開催 1回
- ③ 林業就業支援地域アドバイザー等による指導
- ④ 求職者への就業支援講習 など

## 2 無料職業紹介所事業

### 1) 職業安定法に基づく求人求職紹介斡旋

① 求職者からの就業相談等	随時
② 求人情報の発信	随時

### 2) 林業事業体合同説明会

開催時期	: 11月中旬頃(1回)
参加事業体	: 10団体以上
参加相談者	: 20名程度

## 3 宮城県森林マネジメント力強化支援事業

林業事業体の経営の合理化と安定化を図るために、実践的研修をととして経営者層の経営感覚の醸成と意識改革を進める。

区 分	回 数	応募事業体数
講演会の開催	1回	30事業体
経営管理者研修	4回	5事業体
森林施業プランナー実践研修	3回	

## 4 安全防具等導入補助事業

労働災害防止の普及促進を図るため、林業事業体が購入する安全防具(防護作業衣、防護作業靴、空調服など)の経費の一部を助成する。

### 【公益目的4】

#### 1 新規就業者育成支援事業

新たに林業への就業を希望する求職者を対象に、転職希望者も参加できるように、土、日曜日を中心に森林・林業の基礎知識や基礎技術を学ぶとともに、円滑な就業を支援するための事業体によるインターンシップ開催を支援するとともに、新規就業者の定着率を高めるための管理者向けのOJT研修も実施する。

区 分	期 間	回 数	対象数等
育成研修	8月～11月の土日曜日	9回程度	20名程度
インターンシップ	随時	3回程度	各数名程度
OJT研修	12月頃	3回程度	経営管理者等

## 2 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業

認定事業体が新たに雇用した林業就業者に対し、森林・林業に関する専門知識や機械操作技能を習得させるための集合研修やOJT研修を実施する。

内 容	R5年度	R4年度	増 減
監督・指導・検査	19 事業体	16 事業体	3 事業体増
集合研修 (FW1~3、FL)	59 名	50 名	9 名増

## 3 林業機械メンテナンス・オペレーター技術高度化事業

林業機械の故障を事前に把握できる技能を習得し、機械故障による作業効率のロスを最低限に抑えるための現場技術者の育成を図る

区 分	実施時期	期 間	対象人数
1 回目	令和5年8月下旬頃	1 日	5 名
2 回目	令和5年9月下旬頃	1 日	5 名

## 4 山仕事ガイダンス事業

林業への就業に関心のある方を対象に、林業基礎講座、現場作業の実演、就業へのプログラム等を紹介する1日体験講座を実施する。

内 容	R5年度	R4年度	増減
山仕事ガイダンス (3回)	50 名	50 名	—

## 5 安全講習等助成支援事業

### 1) 伐倒技術指導者養成研修

林業における労働災害の発生頻度は全産業の中で最も高く、特にチェーンソーによる伐木作業時が最も発生しているため、伐倒技術の技能向上を指導できる人材を育成する。

内 容	期 間	人 員
Check&Clinic 研修	令和5年5月	5 名
指導者養成研修	令和5年4月	5 名 : Check&Clinic 研修受講生

### 2) 安全講習・技能講習等助成支援

意欲と能力のある林業経営体等を対象に、効率的な作業システムの普及及び安全対策と技術力の向上を図るために、機械操作等安全講習等を受講する経費等の助成を行う。

内 容	R5年度	R4年度	増減
助成事業体数	13 事業体	13 事業体	—

## 令和5年度収支予算

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

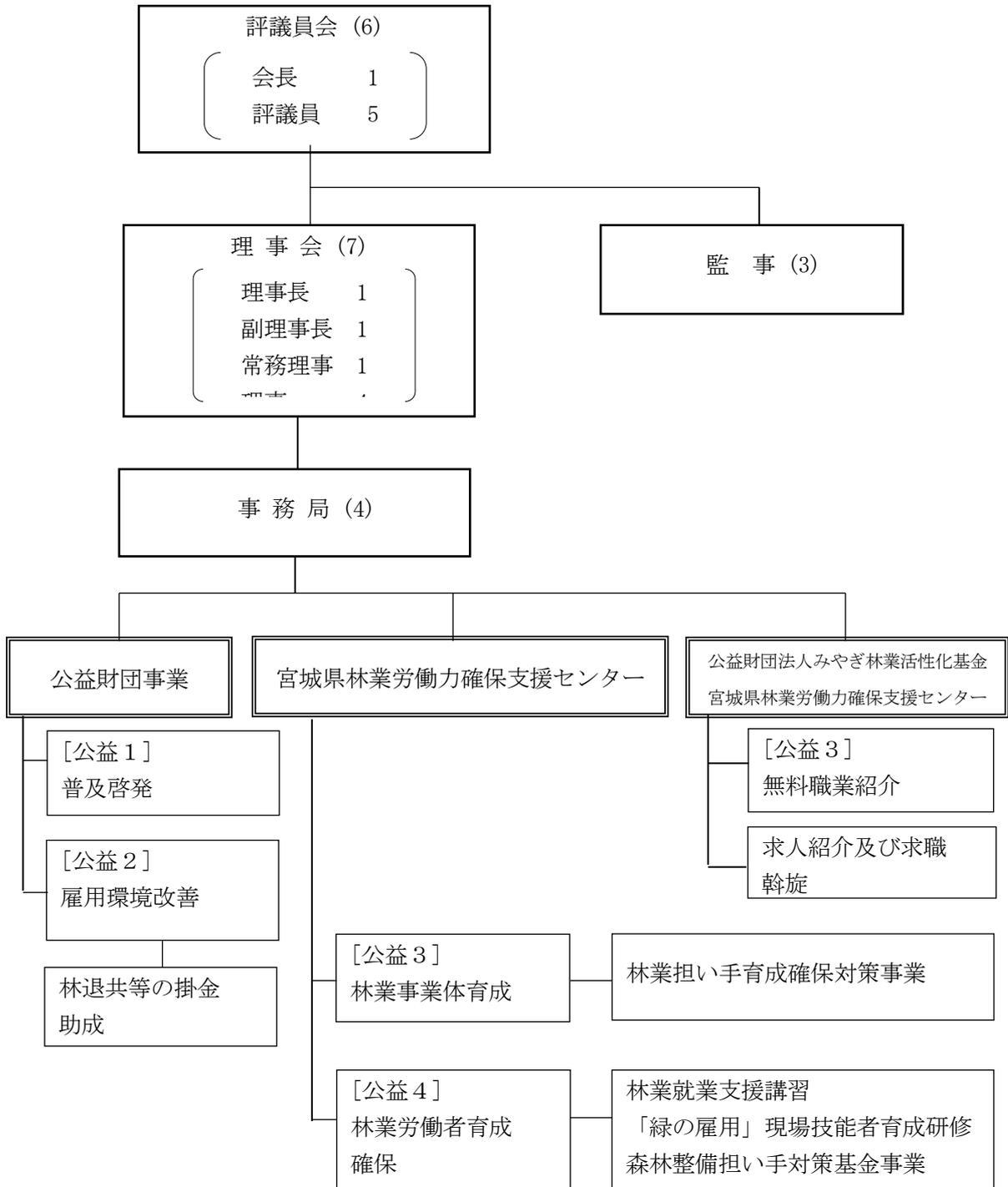
(単位：円)

項 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	20,000,000	19,000,000	1,000,000
基本財産受取利息	20,000,000	19,000,000	1,000,000
事業収益	52,900,000	48,750,000	4,150,000
雇用管理改善事業収益	4,100,000	0	4,100,000
森林マネジメント事業支援	6,800,000	5,700,000	1,100,000
林業就業支援事業収益	6,000,000	4,000,000	2,000,000
緑の雇用育成事業収益	21,000,000	21,000,000	0
メテオ技術等委託収益	1,500,000	1,500,000	0
山仕事カギツキ事業収益	3,800,000	3,800,000	0
安全講習等支援委託収益	9,000,000	12,000,000	△ 3,000,000
森林づくり事業収益	700,000	750,000	△ 50,000
受取補助金等	6,238,000	5,588,000	650,000
受取県補助金	6,238,000	5,588,000	650,000
雑収益	62,000	42,000	20,000
受取利息	300	300	0
雑収益	61,700	41,700	20,000
経常収益計	79,200,000	73,380,000	5,820,000
(2) 経常費用			
事業費	72,610,000	68,020,000	4,590,000
給与手当	22,320,000	18,100,000	4,220,000
臨時雇用賃金	40,000	50,000	△ 10,000
福利厚生費	3,650,000	2,820,000	830,000
旅費交通費	4,332,000	2,910,000	1,422,000
通信運搬費	275,000	300,000	△ 25,000
消耗品費	1,270,000	2,050,000	△ 780,000
印刷製本費	190,000	200,000	△ 10,000
賃借料	4,135,000	4,190,000	△ 55,000
保険料	205,000	100,000	105,000
諸謝金	10,768,000	13,370,000	△ 2,602,000
租税公課	1,500,000	1,450,000	50,000
支払手数料	245,000	530,000	△ 285,000
支払助成金	13,000,000	9,200,000	3,800,000
委託費	7,700,000	9,500,000	△ 1,800,000
広告宣伝費	2,860,000	2,400,000	460,000
雑費	120,000	850,000	△ 730,000
管理費	970,000	1,000,000	△ 30,000
役員報酬	40,000	40,000	0
給与手当	450,000	400,000	50,000
福利厚生費	80,000	60,000	20,000
旅費交通費	20,000	20,000	0
通信運搬費	50,000	50,000	0
消耗品費	50,000	50,000	0
印刷製本費	0	0	0
賃借料	10,000	10,000	0
諸謝金	0	0	0
租税公課	10,000	10,000	0
支払手数料	200,000	300,000	△ 100,000
支払負担金	50,000	50,000	0
雑費	10,000	10,000	0
経常費用計	73,580,000	69,020,000	4,560,000
当期経常増減額	5,620,000	4,360,000	1,260,000
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
投資有価証券売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
投資有価証券売却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額			0
当期一般正味財産増減額	5,620,000	4,360,000	1,260,000

組 織 図

(令和5年4月1日現在)

団体名：公益財団法人みやぎ林業活性化基金



## 公益財団法人みやぎ林業活性化基金 役員及び評議員名簿

令和5年6月改選

区 分	氏 名	所 属・役 職	摘 要
評議員会長	清 和 研 二	東北大学大学名誉教授	
評 議 員	高 橋 壯 輔	宮城県林業公社理事長	
評 議 員	渡 辺 修	宮城県水産林政部副部長(技術担当)	新 任
評 議 員	村 尾 寿 昭	農林中央金庫仙台支店副支店長	
評 議 員	佐 藤 千 昭	栗原市市議会議員	
評 議 員	早 坂 みどり	住空間工房代表	
理 事 長	大 内 伸 之	宮城県森林組合連合会代表理事会長	
副理事長	菅 原 俊 明	宮城県水産林政部林業振興課長	新 任
常務理事	浅 野 浩一郎	宮城県森林組合連合会代表理事専務	
理 事	佐々木 孝 弘	仙台市経済局農林部長	新 任
理 事	阿 部 正 志	加美町森林整備対策室長	
理 事	高 橋 長 晴	南三陸森林組合代表理事組合長	
理 事	米 澤 光 秀	宮城県木材協同組合理事長	新 任
監 事	小 野 和 宏	宮城県町村会理事兼事務局長	
監 事	村 上 泰 介	宮城県水産林政部森林整備課長	新 任
監 事	佐 藤 則 明	栗駒高原森林組合代表理事組合長	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評議員6名 (任期4年 : 就任の日から令和7年度定時評議員会終結まで)</li> <li>・ 理 事7名 (任期2年 : 就任の日から令和7年度定時評議員会終結まで)</li> <li>・ 監 事3名 (任期4年 : 就任の日から令和7年度定時評議員会終結まで)</li> </ul>			

## 参 考

## 基本財産の構成 (令和5年6月19日現在)

1	出捐金		
	宮城県	250,000,000	円
	宮城県内市町村	125,000,000	円
	宮城県内森林組合	100,000,000	円
	宮城県森林組合連合会	25,000,000	円
	出捐金計	500,000,000	円
2	寄付金	99,761	円
3	繰入金 (基本財産造成)	200,239	円
	出資金計	500,300,000	円
4	繰入金 (基本財産拡充)	1,048,740	円
	基本財産計	501,348,740	円

## 再掲

1	: 出捐金	500,000,000	円
1 ~ 3	: 出資金	500,300,000	円
1 ~ 4	: 基本財産	501,348,740	円
1, 2	: 指定正味財産	500,099,761	円
3, 4	: 一般正味財産	1,248,979	円

## 公益財団法人 みやぎ林業活性化基金 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人みやぎ林業活性化基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、うるおいのある県民生活に欠くことのできない森林を守り育て、森林の持つ公益的機能の維持・増進を図るために、森林の適正な管理に関する啓発指導を行うとともに、林業労働者の育成・確保に努め、もって森林の活性化と農山村地域の振興・発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民・森林所有者に対する森林の適正管理の重要性等についての啓発指導
- (2) 林業機械作業システム開発等に関する調査研究
- (3) 生産性の高い機械化林業を確立するための人材の養成
- (4) 若年者等の新規参入を図るための就労環境の改善・整備の促進
- (5) 林業労働者の社会保障の充実
- (6) 林業労働力の確保の促進に関する法律第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センターに関する事業
- (7) 林業労働力の確保の促進を図るための無料の職業紹介業務
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

### 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会及び評議員会で定めたものとする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、

宮城県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、宮城県知事に届け出なければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号のいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者  
ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員会会長は、評議員会において選定する。

（評議員の任期）

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 13 条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決裁により別に定める「役員及び評議員の報酬等に関する規程」による。

## 第 5 章 評議員会

（構成）

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の日 7 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第 18 条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

（決議）

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第 21 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があった

ものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
  - 3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、1名を常務理事とする。
  - 4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第 29 条 役員は無報酬とする。ただし、役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決裁により別に定める「役員及び評議員の報酬等に関する規程」による。

## 第 7 章 理事会

(構成)

- 第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 31 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

- 第 32 条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

- 第 33 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、理事長は理事会の日の 7 日前までに、各役員に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 40 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 41 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告の方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

## 第10章 補則

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第100条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行なったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は 鈴木 健一 とする。
- 4 第13条及び第29条の改正は、平成28年6月20日から施行する。
- 5 第23条第4項の改正は、平成29年6月13日から施行する。